

STOP! 違法クロマグロ!

令和8年4月からは、
太平洋クロマグロ（大型魚）について、
TAC報告における本数等の報告と記録の保存、
取引時における情報伝達と記録の保存が
義務付けられます。



違法に漁獲されたクロマグロの
流通防止にご協力をお願いします。

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法



水産庁

クロマグロの資源の状況について

太平洋クロマグロは、資源回復のため、漁獲枠による管理が国際的に実施されています。

全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあります。資源の確実な回復維持を図るために、引き続き厳格な資源管理を行う必要があります。

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測（現行措置を継続した場合）



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2024年）を基に水産庁作成
※1952～1982年の資源量については、水産研究教育機構による推定値

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）について、令和8年4月1日以降は、以下の事項が義務付けられます。

<採捕事業者>

- ① 採捕した本数等のTAC報告（陸揚げから原則3日以内）
- ② TAC報告時の情報の記録の保存（3年間）
- ③ 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達※1
- ④ 取引記録の作成・保存（3年間）

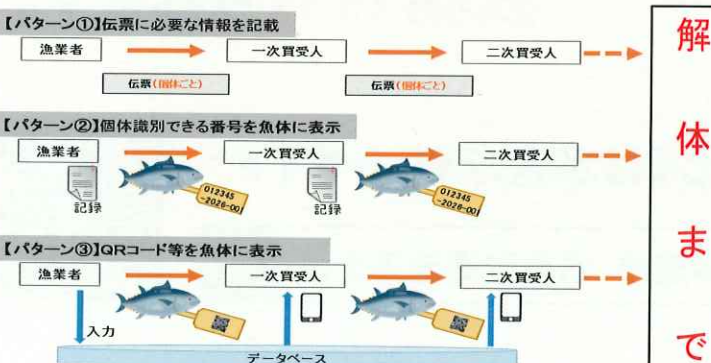
<加工・流通事業者等の取扱事業者>

- ① 国又は都道府県への届出※2
- ② 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達※1
- ③ 取引記録の作成・保存（3年間）
- ④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※1 以下のとおりタグやQRコードの活用による情報伝達も可能。

※2 アワビ、ナマコにより届出済みの事業者や太平洋クロマグロの解体だけする事業者は不要。

<情報伝達の方法の例>



<伝票で伝達する場合の記載例>

②漁船名等		④陸揚げ日	
荷主名		●年●月●日	
船名		〇〇県〇〇市 〇〇漁協（〇〇市場）	
No.	品名	重量	単価
1	本マグロ	▲ kg	
2			
①名称		③産地重量 消費地市場で計量した重量と産地重量が異なる場合は、備考欄等に産地重量を記載。	
買受人		備考	